

報告第 3 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
140	R1. 12. 9 令和元年 第4回足立区 議会定例会で 承認140号	本木関原住区センター大規模改修 工事 [株式会社コーセー]	① 216, 700, 000		①R1. 12. 9～ R2. 12. 11	
	(処分日) R2. 11. 17 (契約変更日) R2. 11. 17		② 224, 928, 000 ③ 8, 228, 000	3. 80%	②R1. 12. 9～ R3. 2. 12	(1) コロナの影響で学童保育 室の運営時間が延長され、作業 効率が低下したことやエレベ ータ工事の契約不調に伴いエレ ベータシャフトの製作が遅れた ことにより、工期を延伸する必 要があったため。 (2) 杭打込み前の試験掘りに おいて、地中からコンクリート ガラなどの想定外の建設副産物 が増加したため。 (3) 基礎の掘削エリアの周囲 に既存建築物が隣接し、地下埋 設物があることが予想され、十 分な施工エリアを確保すること ができないため、山留め壁工法 を採用したため。 (4) 足場架設後の詳細な外壁 調査の結果、外壁補修数量及び 一部外壁補修方法を変更したた め。